

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、引き続き「人権三法」についてお伝えします。



○ヘイトスピーチ解消法
(目的は、前月広報に記載のため省略)

・ヘイトスピーチ例

法務省が平成27年度に公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して実施した「ヘイトスピーチに関する実態調査」では、デモ・街宣活動における発言内容を次の3類型に分類した上で、これらに該当する発言の出現状況やその推移が調査されました。

(1) 特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥する内容(例えば、特定の民族等について、一律に「日本から出て行け・祖国に帰れ」などと発言するもの)

(2) 特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体等に危害を加えるとする内容(例えば、特定の民族等について、「皆殺しにしろ」などと発言するもの)

(3) 特定の民族や国籍に属する集団をさげすんで呼ぶなどして故意に誹謗中傷する内容の発言(例えば、特定の国の出身者を、「差

別的な意味合いで昆虫や動物に例える」ものなど)

・この法律では、「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しており、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と定義しています。

○部落差別解消法

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネット上への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏ま

え、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもとに、部落差別がない社会の実現を目的としています。

併せて、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発の重要性や相談体制の充実などについて掲げられています。

・インターネット上の人権侵害

インターネット上のサイトでは、発信が容易な反面、根拠のない情報や、誤った情報も氾濫しており、また、書き込んだ本人でも容易に消せない掲示板などもあります。そして、コピーなどが容易なため、拡散が早いという特徴があり、一旦拡散すると削除が困難になり、被害が深刻なものとなります。インターネット上の情報をうのみにせず、正しく適切な判断ができる知識を持つことが大切です。そのため、研修会に参加するなどにより継続的な学習を進めることが大事です。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。